

高知大学医学部附属病院がん治療センター規則

平成18年7月18日
規則第31号

最終改正 令和5年5月15日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第8条第6項の規定に基づき、がん治療センターに関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 がん治療センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 診療科間のがん診療連携の企画・運営に関すること。
- (2) がん化学療法等の実施に関すること。
- (3) 緩和ケアの実施に関すること。
- (4) がんのリハビリテーション実施に関すること。
- (5) がんへの放射線治療の実施に関すること。
- (6) がん治療に係る医療機関等との連携及びその推進に関すること。
- (7) がん予防・診療についての研修及び啓発活動に関すること。
- (8) 次世代がん診療に係る臨床腫瘍学的研究の推進に関すること。
- (9) 本院のがん患者登録に関すること。
- (10) がん治療成績のとりまとめ及びその公表に関すること。
- (11) がんに関する情報提供・相談支援に関すること。
- (12) その他病院長が必要と認める事項

(組織)

第3条 がん治療センターに、次の組織を置く。

- (1) 外来化学療法センター
- (2) 緩和ケアセンター
- (3) がん相談支援センター
- (4) がんのリハビリテーションチーム
- (5) 放射線治療センター
- (6) i r A E対策チーム

2 前項の組織については、別に定める。

(運営委員会)

第4条 がん治療センターの運営に関し必要な事項を審議するため、高知大学医学部附属病院がん治療センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、がん治療センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月18日から施行する。

附 則（平成21年7月14日規則第23号）

この規則は、平成21年7月14日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月10日規則第56号）

この規則は、平成25年12月10日から施行する。

附 則（平成27年2月10日規則第52号）

この規則は、平成27年2月10日から施行する。

附 則（平成29年4月11日規則第1号）

この規則は、平成29年4月11日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第38号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年5月9日規則第9号）

この規則は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月15日規則第13号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。